

## 裁判員制度の運用等に関する有識者懇談会（第32回）議事概要

### 1 日時

平成31年4月15日午後3時00分から午後5時00分まで

### 2 場所

最高裁判所中会議室

### 3 出席者

（委員，敬称略・五十音順）

今田幸子，内田伸子，神山啓史，酒巻匡，椎橋隆幸（座長），永井敏雄，  
梶井成夫，和田雅樹

（オブザーバー）

伊藤雅人（東京地方裁判所刑事部所長代行）

（事務総局）

今崎幸彦事務総長，安東章刑事局長

### 4 進行

#### (1) 和田委員ごあいさつ

懇談会の開催に当たり，新たに参加することとなった和田委員から，  
あいさつがあった。

#### (2) 裁判員裁判の実施状況等について

安東刑事局長から，資料2，資料3，資料4に基づき，裁判員裁判の  
実施状況，裁判員等経験者に対するアンケート調査，裁判員制度の運用  
に関する意識調査について，次のとおりの説明があった。

- 出席率・辞退率の全体的な傾向やこの問題への対応，公判前整理手  
続の状況等については，制度施行から平成30年12月末までのデー  
タに基づいて，「裁判員制度10年の総括報告書」に詳しく記載した。
- 平成31年1月の辞退率は66.1%，同月の出席率は65.3%となっ  
ており，辞退率・出席率のいずれについても，過去2年の同時期の数値よ  
りも改善している。
- 平成30年度の「裁判員等経験者に対するアンケート調査」の結果  
については，審理内容のわかりやすさ，当事者の法廷での説明等のわ  
かりやすさ，当事者の法廷活動に対して感じられた印象，裁判官の説  
明のわかりやすさ，裁判員として裁判に参加した感想等，いずれも過  
去2年とほぼ同様の結果となっている。なお，アンケート調査につい  
ては，本年1月から，前回の有識者懇談会でいただいた御意見も踏ま  
えて修正した項目により実施している。
- 平成30年度の「裁判員制度の運用に関する意識調査」の結果につ

いては、従前の意識調査の結果から大きく変化した点はなかったが、「裁判や司法への興味・関心に変化はありましたか」という問について、平成22年以降、「以前に比べて興味や関心が増した」という人の割合が年々減少していたところ、平成30年度は、平成29年より2.3%増加しており、好転の兆しがうかがわれる。

(3) 裁判員制度10周年の広報企画について

ア 安東刑事局長から、裁判員制度10周年の広報企画について、次のとおりの説明があった。

○ 裁判員制度施行時とは異なり、裁判員制度の存在自体は広く認知されてきているため、裁判員の実際の役割や、やりがいについて実感してもらうことで、裁判員制度への関心や参加意欲を高めるとともに、非日常的な世界である刑事裁判に参加することへの不安を解消することなどに主眼を置いている。

○ 広報活動のポイントについて、3点説明すると、まず、広報活動の方法として、これまでも行ってきた出前講義のほか、模擬裁判・模擬評議、パネルディスカッション・意見交換会といった、裁判員制度の実際の運用を実感してもらえるような広報活動を平成30年8月から平成31年2月までの7か月間だけでも約100件と積極的に行っている。2点目に、広報活動の関係者として、裁判官が積極的に関与しているほか、出前講義やパネルディスカッションに裁判員経験者の方々にご参加いただくことで、できる限りその感想や声を伝えて、国民の関心や参加意欲を高めたり、不安を解消したりするための試みが広く行われている。3点目に、広報活動の対象者については、前回の有識者懇談会でも御意見をいただいたとおり、裁判員制度について社会を支える基盤として根付かせていくためには若年層への働き掛けが重要であると考えられることから、学校に対する出前講義に力を入れたり、模擬裁判・模擬評議、パネルディスカッションへの参加者・傍聴者を大学生としたりしている。その他、模擬裁判・模擬評議、パネルディスカッションに記者に参加してもらったり、駅や電車に広告を掲示するなど、メディアを活用した取組も行われている。

○ また、裁判所の広報誌「司法の窓」の第84号で、裁判員制度10周年の特集を企画した。テレビのMCやコメンテーターとして活躍されている予備校講師・タレントの林修先生をお招きし、伊藤オブザーバーと東京高等裁判所の裁判官の3名で、裁判員制度のこれからを考えるとというテーマで意見交換を行い、その様子を「鼎談」としてとりまと

めた。また、それ以外にもトピックスとして、裁判官が管内の高校に出向き、高校1年生に対して裁判員制度等について講義する様子を取材した「裁判官による出張講義同行ルポ」、裁判員経験者にお集まりいただき、経験談や感想、未来の裁判員へのメッセージなど、裁判員経験者の生の声をお伝えする「裁判員経験者との座談会」、裁判員経験者から頂いた、情緒あふれるお手紙をご紹介する「裁判員経験者からの手紙」といった記事をそれぞれ掲載した。

- さらに、本年5月21日の10周年当日には、記念行事として、法曹三者共催によるシンポジウムを開催し、経団連や全国知事会などの関係団体にも御出席いただいた上で、裁判員制度の設計に関与された井上正仁東京大学名誉教授による基調講演や、法曹三者と裁判員経験者等によるパネルディスカッション等を行う予定である。
- イ 伊藤オブザーバーから東京地方裁判所における広報活動が紹介された。
- 本年3月19日に東京地方裁判所で開催された10周年記念フォーラムでは、裁判員経験者6名、酒巻委員、刑事訴訟の専門家、マスコミをパネリストにお迎えして議論した。会場には、大学生及び大学院生50名が来場してほぼ一杯になるなど盛況であった。その際、裁判員経験者の中にプロの音楽家の方がいらして、その方が「自分たちプロのオーケストラにアマチュアの方が入って来るとどうしたらいいか分からなくなる、裁判官も大変ですね。」という趣旨の発言をされた。そのときはうまく答えられなかったのだが、アマチュアの方に参加してもらってどういう音楽を奏でたいのか、何をしたいのかということ、プロである私たちが自分の言葉で説明できるようになっておかなければと感じた。
- 同日夜に放映されたNHKのテレビ番組「サラメシ」では、東京地方裁判所を舞台に、ある部の日常の様子や、若手の裁判官らが裁判員裁判について議論しながら昼食をとっている様子などが取り上げられた。裁判員制度そのものの広報ではないかもしれないが、裁判官・裁判所がそんなに暗くて重いものではなく、将来裁判員になっていただく可能性のある国民に対して、それほど負担を感じなくてもいいと伝えるには有意義な広報であった。
- このほかに、本年1月23日放映のNHKのテレビ番組「クローズアップ現代+」で裁判員制度が取り上げられ、東京地方裁判所が全面的に協力した。

○ 引き続き出前講義などをはじめ、広報活動を積極的に行っていく予定である。

(椎橋座長)

裁判所は7か月で100件の出前講義や、10周年記念フォーラムの開催など積極的な広報活動を展開されていると思う。

(榎井委員)

裁判所は積極的に広報活動をやっていると思う。「クローズアップ現代+」、「サラメシ」、「司法の窓」も従来以上に熱が入っており、現場に即していると思う。「司法の窓」では、裁判員経験者の座談会や手紙が良い。最高裁判所のホームページにこのようなことを継続的にアップしていくことは大変意義があるので、ぜひ続けていただきたい。

(内田委員)

「サラメシ」に出演していた裁判官が映画を見た際に感情移入して泣いたと言っていたが、その一方で裁判では公正、公平に進めておられる。これがプロとアマを分ける最大のものではないかと思った。プロとアマがどうやって対話、評議していくのかを探してほしい。

(神山委員)

最高裁判所のホームページもさることながら、各地方裁判所での活動も、できるだけ生の意見に近い、ルポ風のを掲載することができないか。裁判員裁判が定着してきて、一般市民の関心が止まってきているのは当たり前だと思うので、刑事裁判そのものに対する関心を高めていかなければならない。若い人が裁判への親和性、興味を高めるために、もっと裁判そのものの広報ができないか。

(今田委員)

テレビなどでの広報は重要であるが、制度を必要以上に分かりやすく説明するというのは難しい。それよりも、成果をもっと国民が享受できるような広報があっているのかなと思う。国民の皆さんが参加してこんなに裁判が良くなった、変わったということについて、数字を使って分かりやすくアピールしてはどうか。

(内田委員)

大学では、経営協議会などでその大学がどのように報道されているかを集積している。裁判員制度施行からこれまでの10年の経年変化に注目して報道のメタ分析をしてはどうか。今は大きな事件しか報道されないが、きちんとメタ分析してみると面白いと思う。

(今田委員)

一般の方々には裁判員制度のことをほとんど知らないのが実態であろう。だからこそ、広報を通じて事実を成果として示して実感してもらうことが重要なのだろう。

(椎橋座長)

もともと林先生はプロに任せればよいのではないかという考えだったのを、詳しく話を聞いて時間があればやってみてもいいかというところまで納得されたように思われる。やはり、体験、経験するというのが一番大事なのかなと思う。

(4) 裁判員制度10年の総括報告書等について

安東刑事局長から、「裁判員制度10年の総括報告書」の内容について、次のとおりの説明があったところ、委員により了承された。

- 本報告書は、裁判員制度の施行10年という節目に当たり、更なる運用改善に向けて、この10年の成果と課題を総括することを目的として作成したものであり、総括に当たっては、平成30年12月末までの実証的なデータ等を基にした。また、前回の有識者懇談会でいただいた、①国民の方々に裁判員裁判に対する関心を持ってもらったり、不安等を払拭してもらえよう、課題だけでなく、成果についても積極的に取り上げるべきとのご意見や、②裁判所だけではなく、必要に応じて法曹三者全体にもメッセージを発するようなものとするのが相当であろうとのご意見を踏まえて作成した。
- 「第1 裁判員制度導入の趣旨と国民の受け止め」では、①経験者アンケートによれば、「非常によい経験」又は「よい経験」と感じた裁判員経験者の割合は、一貫して95%を超えており、長期審理事件でも同様の傾向が見られること、②一般国民を対象とした意識調査の結果によれば、裁判員制度の施行を境に、刑事裁判に対する一般国民の印象が大きく好転したこと、このような状況に照らすと、裁判員制度は、この10年の間、多くの国民に肯定的に受け止められてきたと評価することができ、このこと自体大きな成果といえることなどを記載した。
- 「第2 裁判員等の選任状況」では、①既に1万1000件を超える裁判員裁判が実施されており、裁判員等経験者も約8万9000人になること、②裁判員の構成は、概ね国民の縮図となっていること、③出席率については、呼出状が不到達になった場合の再送達等の取組が奏功し、近年、改善が見られる一方で、辞退率については、上昇傾向が続いているが、制度の安定的な運用に差し迫った影響を及ぼすレベルには至っていないことなどを記載した。また、④裁判所に出向くことな

く選任手続期日前に書面で辞退を認めるという運用が拡大されるなど、裁判員の負担に配慮した運用が進められていること、⑤今後の取組として、制度そのものは既に国民に周知されているので、これからは、漠然とした不安を取り除くべく、裁判員経験者の声を広く届けるなど、国民の幅広い参加を得るための地道な努力が必要であることなどを記載した。

- 「第3 第一審」では、まず、成果として、①起訴後早期の打合せや公判期日の仮予約の活用など、早期に公判を実施するための運用や、②連日開廷、人証中心の立証、書証の厳選、評議・判決を見越した論告・弁論など、核心司法・公判中心主義のための運用のほか、③量刑の本質等についての研究が進められ、裁判員が評議で実質的に意見を述べるができる環境が整えられつつあること、④量刑傾向の変化や、判断過程を簡潔に記載した判決書が増加していることなどを挙げ、裁判員制度の施行を契機に運用が大きく変わり、核心司法や公判中心主義などの刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判が追求されるようになったことを記載した。

他方で、課題としては、①公判前整理手続の長期化の原因分析を踏まえた争点・証拠の整理の実践が法曹三者とも十分にできていないこと、②人証、書証による立証内容の更なる吟味が必要であること、③判決書においても、判断の分岐点について結論を導いた実質的な理由を簡明に示すスタンスを徹底する必要があることのほか、④裁判員の視点・感覚を裁判内容に十分反映させるために、従来の法律家の発想や判断枠組にとらわれない姿勢も必要であることなどを挙げ、裁判員との実質的協働の場である評議において結論を出すべき対象が何であるかを十分意識して公判前整理手続及び公判審理をより一層充実させる必要があるということに記載した。

- 「第4 裁判員裁判の取組や理念の波及」では、①控訴審において、裁判官裁判時代よりも事後審の徹底が実現されていること、②裁判員裁判を通じて得た知見や取組を活かした非対象事件の運用改善の動きがあることなどを挙げ、裁判員裁判の取組や理念は、控訴審や非対象事件の審理等にも波及しており、今後も継続的な取組・検討が期待されることなどを記載した。

- 「おわりに」では、①この10年で得られた成果は大きいものがあるが、まだ改善すべき点があり、新たに生じてきた課題と向き合いながら、改めて国民が刑事裁判に参加することの意義を再考するとともに、

非対象事件も含めた刑事裁判全体について、刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判を探求するための試行と検証を繰り返していく必要があること、②裁判員制度10周年という節目は、刑事司法制度の変革という大きなうねりの中の一つの通過点に過ぎないことなどを指摘して、報告書のまとめとした。

(椎橋座長)

委員の皆様から、次の10年に向けたご意見、ご感想をいただきたい。

(永井委員)

これまでの10年は、裁判員制度を活かすためにはどうしたらよいかということについて工夫を重ねてきた期間だったと思う。裁判員制度が始まったときには、法律の条文はあっても実際にどうやって運営するのかわからず、裁判所でも、検察庁でも、弁護士会でもそれぞれに研究しようという機運となった。実務家だけではなかなか分からないところもあったので、研究者の力を借りることも多かったと思う。裁判員制度を実際に動かすために投入されたエネルギーは質量ともに大変なものがあった。その結果として、たくさんの論文や著書が生まれたが、現在の地方裁判所の裁判員裁判を見てみると、その結果が最も端的に分かる。実際に経験したこととして、書面を長時間棒読みしようとした当事者に半分程度にするようお願いしたところ、法廷で同じ書面を2倍速で棒読みしてしまい、聞いてもさっぱり分からなかったことがあった。しかし、最近の裁判員裁判を傍聴していると、生き生きと語りかけるような当事者が増えてきて、見て、聞いて分かる裁判が実践されつつある。10年やってきて思うのは、こうした裁判員裁判を上手に運営するためにはどうしたらよいかという研究が10年たっても続いていることである。10年もやっていると大概はマンネリ化するが、裁判員裁判に関しては、上昇過程にあり、まだ何とかしてもっと良くして行こうという熱気があるように思う。毎年夏休みに、法曹三者の協力により土日2日使った模擬裁判、模擬評議を企画しているが、多くの参加者のもとで成功裏に続いている。そういう過程を見ていくと、これからの10年においても改善への動きは続いていき、裁判員裁判は更によりよいものになっていくという期待感を持ってよいと思う。

(内田委員)

裁判員制度がスタートして10年経ち、令和元年に次の10年が始まる。私が有識者懇談会の委員として声を掛けていただいたときにまず思ったのは、裁判員制度が日本に根付いて国民の間に普及するのか

ということであった。私が当初裁判員制度の課題として考えていたのは、①裁判の過程での裁判官、検察官、弁護士、被告人の会話は公平・公正に進められるのか、②評議において、専門家の裁判官と素人の裁判員との間で対等な議論ができるのか、③裁判員として裁判の過程で知り得た情報を漏らしてはならないという守秘義務が裁判員にどれほど心理的な負担を与えるのか、その負担を軽減するための方策はどのようなものかと考えていたが、委員として裁判員裁判や裁判員経験者の懇談会を傍聴させていただくと、これらの課題は解消され、当初抱いた懸念は杞憂であったと分かった。裁判員制度は常に検証しながら、成果を認め、課題を析出してその課題に対する方策に取り組み、ブラッシュアップが図られてきた。これらに尽力してきた法曹三者の皆さまに感謝を申し上げたい。令和という元号は、法曹三者が国民の利益を最大にするようにバランスをとり、調和しながら正しい裁判を行っていくということを象徴してくれるようなものだと思う。国民が司法に参加するのが当たり前になる時代になり、裁判員制度が一層充実されるように願っている。

(今田委員)

裁判員裁判は当初の予想をはるかに超えたと実感している。法曹三者をはじめとする関係者の尽力に敬意を表したい。裁判員制度は静かに着実に定着し、制度についての問題点がマスコミに取り上げられたこともほとんどなかったことは、制度として素晴らしいことであると思う反面、裁判員制度はうまくいっているという安心感から、国民は無関心になっている気がする。肯定的な意見のもとではあるけど、裁判員制度の実態はよく知らないというのが国民の捉え方だと思う。そのことは、制度が成熟した結果かもしれないが、国民参加という観点では、これが長く続けば、関心の低さから否定的な影響が出てくると思う。ここで10年の成果を十分捉えて評価し、さらに10年を目指すには、国民に裁判員制度をもっと知ってもらわなければならないのではないかと。これだけの充実した中身をなぜ国民は知らないのか。情報化社会の中で何か問題、トラブルがあればすぐ俎上に上がって批判にさらされる時代である。その中で裁判員制度を国民にどう知ってもらおうかということはかなり難しいと思うので、本格的に取り組まないと、だんだん無関心の分野に押しやられてしまうのではないかと。国民の関心を持ってもらえるよう広報の内容を検討していくべきである。これは、裁判自体が法曹三者の努力によって充実してきているのと対照的であ

る。国民なりの裁判員制度についての希望，要望をすくい上げる新たな方法が広報と共に必要なのではないか。さらに，10年というスパンを考えたとき，これまでの裁判員制度で対応できない事態が今後起こりはしないかという懸念はある。この10年で社会は大きく変わってきている。どういう問題が発生するのか，来たるべき社会への対応を考えなければならない。

（和田委員）

裁判員制度が10年間適切に運用されてきたのを見ると，感慨深いものがある。本報告書案の「おわりに」にあるように，刑事裁判全体について，刑事訴訟法の本旨に立ち返った裁判を探求するための試行と検証を繰り返していく必要があるということに尽きるように思う。裁判員裁判についても，裁判員裁判はこうあるべきだと決めて，その上でルールが決まるのではなく，それぞれの事件ごとに特性もあることから，それぞれの事件において，どういう立証，裁判が望ましいのか，最も適切な証拠は何かを考えられて，その中からよりよい裁判が実現されればよいのではないかと思う。また，今田委員が御指摘のとおり，検察庁，法務省においても広報の必要性があると考えており，法務省においては法教育，検察庁においては出前教室を行っている。今後も国民に関心を持っていただくよう尽力してまいりたい。

（榎井委員）

本報告書案は大変コンパクトにまとまっていると思う。力強い内容で，刑事裁判は劇的に変化したと記載されているし，「おわりに」もよくまとまっている。最高裁判例にあるように，裁判員制度は，司法の国民的基盤の強化を目的とし，国民に根ざした司法を実現するものである。裁判員制度10年を表しているのは3つの数字であると思う。裁判員裁判は全国津々浦々で1万件を超え，裁判員等は9万人に迫っている，そして裁判員等経験者の95%はよい経験だったと回答している。これらが裁判員制度の成功を極めて明快に物語っており，次の10年もポジティブに期待させてくれる数字であろう。裁判員制度が始まったときの刑事裁判の法廷は変わった空間であり，「司法の窓」の手紙にあるように，凝り固まった裁判，国民から離れたものであった。裁判員裁判は革命的な変化で，果たしてできるのかなと思うのが自然だった。それが10年経って上記の数字が出てきた。刑事裁判は劇的に変わり，刑事裁判のあるべき姿に向けて定着してきたと言わせていただきたい。革命的な刑事裁判の変化である裁判員裁判が1万件行われてきたこと

をどう考えるか。またその変化に耐えてきた国民の力量，それを支えた法曹界は大変立派なものであると思う。最後に付け加えると，司法にとってのインフラが，裁判員制度を契機に強靱化されてきたように思う。かつては検察官，弁護士，裁判所の関係はとても良いものではなく，ギルド化し，いかなる改革もできなかった。しかし，国民が入ってくるということになって，そんな姿を見せられないということになった。今や公判前整理手続はその現場みたいなものだと思う。法曹三者の信頼関係に基づく協力，これが大きいと思う。そして，これは次の10年においても進展することが期待される。裁判員制度の影響で，警察，検察における捜査もいい意味で変化してきているように思う。法曹界の方々には更に頑張っていたいただきたいと思うとともに，深甚なる敬意を表したい。

(神山委員)

弁護士として関わってきた関係からお話をすると，私自身，あるいは若い弁護士から見て，刑事裁判が劇的に変わり，公判中心主義になって，自らが口頭で説得して裁判員を動かすことができるようになった。刑事裁判にやりがいを感じ，そうだからこそ裁判員を説得させようと研修への参加意欲が高まってきた。これは刑事弁護全体にとって非常にいいことであった。ただ，今後のことを考えると，本報告書案にもあるように，制度施行当初に比べて法曹三者の運用改善に向けた機運が低下しているのではないかとの指摘もある。たしかに，世の中が動くときには対応するためのエネルギーが出てきて，あれだけ規模の大きい内容の深い研修に日弁連が踏み込んだこともなかったと思う。ただ裁判員制度が安定化してくると，研修もルーティン化してしまう。これからを担う若手の再教育にもっと取り組んでいき，自分たちの力で裁判員裁判を支えていくことを改めて考えていかなければならない。そういうふうに弁護士会が一生懸命頑張ったときのエネルギーは，私もそうだったが，元の刑事裁判に戻してなるものかという意欲であり，今後も継続していかなければならないと思う。もう1つ考えなければならぬことは，本報告書案にも記載されているように，非対象事件の審理である。裁判員裁判だけが特別ということになるとなかなかうまくいかない。裁判員裁判が本来のあるべき姿であるとすれば，非対象事件にも波及していくべきである。これからの10年で裁判員裁判の審理が非対象事件の審理に及んでいくのかが1つのポイントであると思っているし，そこについての踏み込んだ活動を弁護士会もやっていかなけれ

ばならないと思う。これが今後10年の大きな課題だと思っている。

(酒巻委員)

私は制度の設計に携わることになり、それが発端で制度施行までの準備期間、施行後この10年、継続して運用を見届けることになり、研究者として誠に貴重な経験をし、稀有な立場に置かせていただいた。裁判員制度の施行前には多くの批判もあり、空理空論・非現実的などとも言われたが、実務法律家が、制度の本旨に対する理解を踏まえて、専門家としての責任をもってさまざまな工夫を施し、順調な運用が行われてきた。この10年間、一般国民を迎え入れたプロの方は、一生懸命、分かりやすい裁判を実現するために、かつてとは異なり法曹三者が同じ次元・平面で議論をしていただいたと思う。そのこと自体が制度導入の素晴らしい収穫であったと感じている。他方で、この10年でいろいろな知見や経験が蓄積されてきたことはいいことだが、運用事例の蓄積の常として、それは必ずマニュアル化、すなわち一般化、抽象化される。たいていの場合にはマニュアル化した知見でもうまくいくが、マニュアル思考は大事故につながるおそれもある。今まで大事故はなかったかもしれないが、定着した後に大事故を起こすと厳しく批判され、制度そのものの存在自体が疑われることとなる。1つは、大事故が起こったときの対応を考えておくということ。マニュアル化するということはいい面もあるけどそういう面もある。もう1つは、関与しているプロが自分たちはプロであると自覚し、目の前にある個別・具体の事件が刑事事件、すなわち決して愉快であるはずのない「悲劇」であること、そういうものを一般国民に関与してやっていただいている、それは関与する国民にとって、被告人、目撃者などの証人、関係者にとっても一生に一度の辛い経験であるということを改めて意識・自覚する必要があるのではないか。和田委員が指摘したように、個別具体的な事件であるということを忘れずに、一生懸命大事に考えていくということ、その積み重ねしかないと思う。大変なことではあるけど、プロの仕事というのはそういうものであろう。裁判員裁判が10年無事に動いてこられたのは、参加し真摯に取り組んでいただいた国民のおかげであって本当に感謝したい。プロに対しては、これまでの努力・工夫に敬意を表するとともに、思考がマニュアル化したらいけないということを強くお伝えしたい。

(伊藤オブザーバー)

先ほどのオーケストラの例え話を補足させていただく。裁判官の多

くは、裁判員制度が導入されて、以前よりもよい裁判ができるようになったと本心から思っている。例えば、判決書においては、結論に至る過程で重視した事情を端的に説明できるようになった。その意味では、アマチュアの方に入っていていただいて、以前よりよい音が出るようになったということになる。ただ、そのことが裁判員にどの程度伝わっているか心配なところがある。幸い裁判員経験者の大多数の方はよい経験だったと言ってくれているが、「結局、裁判官の言うとおりの結論になった、私たちは何のために呼ばれたのか」といった疑問を持たれる方もいる。その方たちに対して、「皆さんに裁判に参加していただく意味はこういうところにあるんです、例えば、この事件でも、皆さんに参加していただかなければ、こんな説示はできなかったかもしれませんよ」などということの説明できなければと思う。このことと関連するが、現在東京地方裁判所では、どうしたら裁判員と本当の意味で協働できるだろうかという議論をしている。例えば、争点設定についても、法律家の頭の中だけで考えるのではなく、アマチュアと対等な立場で議論するにはどういう切り口で議論するのが適当だろうか、という観点が必要になる。ここまでくるのに10年かかったが、裁判員制度の趣旨に立ち返り、裁判員との協働の内容をさらに深化させていくことがプロの責任であると思っている。

(椎橋座長)

本来あるべき刑事裁判を裁判員裁判は目指してきたことが一番大きいことである。重要な争点に絞って、それに関連する証拠によって立証する、その立証は目で見て耳で聞いて分かる、分かりやすい刑事裁判を行うことであった。その結果が10年間の評価として、裁判員等経験者にも分かりやすく、95%がよい経験だったというものであり、裁判員制度は順調に推移してきた。10年総括報告書では、裁判員制度は順調に推移している一方で、課題や課題を乗り越えるための示唆も示している。裁判員等経験者は約9万人と国民全体から見たらまだまだほんの一部にすぎない。裁判員裁判をもっといろいろな方に知ってもらい、裁判員になる方だけでなく同じ勤務先の方が気持ちよく送り出してくれるよう、広報活動を粘り強く行っていく必要があると思う。また、神山委員が指摘したように、裁判員非対象事件についても、裁判員裁判とは別ではなく、裁判員裁判と同じようなプロセスを実現するような裁判になってほしいという希望を持っている。

以上